

令和8年1月21日

監査報告（定期監査）

監事 青木 一生



監事 大矢 操



令和7年4月1日から令和7年9月30日までの間における、理事の職務の執行状況について行った監査の結果は下記のとおりである。

記

1 監査の方法

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の取集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況について調査を行って当該期間に係る事業実施状況報告等について検証を行った。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該期間に係る計算関係書類の内容についても検証を行った。

2 監査実施期間

○事業実施状況報告及びその附属明細書に関する監査

令和7年 4月 1日～ 令和 7年 9月 30日

○計算書類、財産目録その附属明細書に関する監査

令和7年 4月 1日～ 令和 7年 9月 30日

3 監事の意見

○事業報告及びその附属明細書に関する意見

法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

○計算書類及びその附属明細書に関する意見

適正に処理されていると認める。

○理事による不正の行為又は法令等に違反する行為の有無

不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められない。

○個別事項に関する意見

貸借対照表によりますと9月末決算の事業未収金は97,372,304円となっている。この内回転する未収金（定期的に計上する未収金）は97,301,869円である。その差額の263,755円の固定未収金は次のとおりである。①1年以内の未収金193,320円、②2年以上経過後の未収金は61,696円、③9年を超える未収金は47,539円、④10年を超える

未収金は 17,000 円存在をしている。特に③④の 9 年・10 年以上の固定未収金は 64,539 円及び②の 2 年以上の未収金 61,696 円を併せると 126,235 円が固定化された未収金となっている。固定化未収金の回収経過並びに未収回収方法（内規）について処理顛末を指摘する。あわせて①の回収取り組み状況を報告されたい。

監事監査チェックリストの写

別表

事項	項目	監 事 意 見
業 務 管 理	定款	適正である
	管理体制	該当しない
	評議員	適正である
	評議員会	適正である
	理事	適正である
	監事	適正である
	理事会	適正である
	会計監査人	該当しない
	報酬等	適正である
	事業一般	適正である
	社会福祉事業	適正である
	公益事業	適正である
	収益事業	該当しない
	人事管理	適正である
	労務管理	適正である
	資産管理	適正である
	基本財産	適正である
	基本財産以外の財産	適正である
	株式保有	該当しない
	不動産の借用	適正である
	利益供与等の禁止	適正である
	充実計画	適正である
	情報公開	適正である
	苦情解決	適正である
	登記事項	適正である
	寄付	適正である
	計算書類等	適正である
	事故対応	適正である
	防災対策等	適正である

予算	適正である
経理体制	適正である
会計帳簿	適正である
計算書類等	適正である
出納	適正である
資産、負債の基本的な会計処理	適正である
収益、費用の基本的な会計処理	適正である
内部取引	適正である
預貯金	適正である
徴収不能額	適正である
有価証券	該当しない
棚卸資産	該当しない
経過勘定	該当しない
固定資産	適正である
借入金	適正である
リース取引	適正である
引当金	適正である
基本金	適正である
決算	適正である
内部監査	適正である
預り金	適正である
運営費等の使途制限	適正である
国庫補助金等特別積立金	適正である
その他の積立金	適正である
補助金	適正である
寄附金	適正である
共通支出の配分	適正である
整合性	適正である
注記	適正である
契約	適正である
その他	特になし